附　則

1　この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○農林水産省令第六十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、木材統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

木材統計調査規則の一部を改正する省令

木材統計調査規則（平成十七年農林水産省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義） **第三条**　（略） 2　（略） 3　この省令で「単板」とは、合板等に用いるために素材から機械によって製造された木材の薄板をいい、「合板」とは、単板（心板にあっては小角材を含む。）三枚以上を主としてその繊維方向を互いにほぼ直角にして接着したものをいう。 4　この省令で「単板積層材」とは、単板を主としてその繊維方向を互いにほぼ平行にして積層接着したもの及び繊維方向が直交する単板を用いた場合にあっては、直交する単板の厚さの合計が製品の厚さの三十パーセント未満であり、かつ、当該単板の枚数の構成比が三十パーセント以下であるものをいう。 5　この省令で「集成材」とは、ひき板、小角材等をその繊維方向を互いにほぼ平行にして、厚さ、幅及び長さの方向に集成接着をしたものをいう。 6　この省令で「直交集成板」とは、ひき板又は小角材（これらをその繊維方向を互いにほぼ平行にして長さ方向に接合接着して調整したものを含む。）をその繊維方向を互いにほぼ平行にして幅方向に並べ又は接着したものを、主としてその繊維方向を互いにほぼ直角にして積層接着し三層以上の構造を持たせたものをいう。 7　この省令で「ラミナ」とは、集成材及び直交集成板を構成する最小単位のひき板（ひき板をその繊維方向を互いにほぼ平行にして長さ方向に接合接着して調整したもの、小角材をその繊維方向を互いにほぼ平行にして幅方向に接着したもの及びそれをさらに長さ方向に接合接着したものを含む。）をいう。 8　この省令で「製材工場等」とは、製材又は木材チップ、単板、合板、単板積層材、集成材若しくは直交集成板の生産を行う事業所をいう。 （調査事項） **第七条**　基礎調査は、次に掲げる事項について行う。 一　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）	（定義） **第三条**　（略） 2　（略） 3　この省令で「単板」とは、合板に用いるために素材から機械によって製造された木材の薄板をいい、「合板」とは、原則として単板を三枚以上繊維方向を直角にして接着剤で張り合わせたものをいう。 （新設） （新設） （新設） 4　この省令で「製材工場等」とは、製材又は木材チップ、単板若しくは合板の生産を行う事業所をいう。 （調査事項） **第七条**　基礎調査は、次に掲げる事項について行う。 一　製材工場等の名称、所在地及び代表者の氏名